

こども家庭庁ホームページへ公表

社会保障審議会障害者部会(第153回)・こども家庭審議会 障害児支援部会(第17回)合同会議の開催について

こども家庭庁では、こども家庭審議会令(令和5年政令第127号)第6条第1項の規定に基づき、こども家庭審議会の決定により、「障害児支援部会」が設置されました。

本部会では、障害児支援に関する合同調査審議を行います。

1. 日時 令和7年12月8日(月)9時30分から12時まで
2. 場所 ベルサール飯田橋駅前
(東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル1F)
3. 議事 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて
・令和9年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針について、現行の基本指針から見直すべき項目や成果目標等について議論を行う。
4. 取材等
 - 開会から閉会まで取材可(カメラ撮りは冒頭の司会時のみ)。
会議の様子は、以下のURLで配信予定です。
<https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/>
 - 取材を希望される方は、12月5日(金)17時までに以下のフォームにて登録の上、会議開始10分前の9時20分までに会場前にご参集ください。
<<https://forms.office.com/r/Yq603mrzT4>>
なお、電話によるお申込みはご遠慮ください。
 - お申し込みの際は、氏名(ふりがな)、勤務先(所属団体)、住所、電話番号、メールアドレス等を明記下さい。
また、当日、車いすで傍聴を希望される方、介助の方がいらっしゃる方、その他支援が必要な方は、必ずその旨を備考欄にお書き添えください。
 - 会議当日は、「顔写真付き身分証明書(免許証、社員証、パスポート等)」をご持参いただき、受付にご提示ください。
 - 傍聴希望に関しましては、席に限りがございますので、応募者多数の場合には、受付先着順となり、傍聴できない場合もあります。その場合は、こちらからご連絡をさせていただきます。
 - 報道関係者によるカメラ撮りは、会議冒頭のみ可能です。
 - 傍聴される方は、以下の留意事項を遵守してください。
 - (1)事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
 - (2)アラーム付の時計、携帯電話等、音の出る機器については電源を切るか、音が鳴らないようマナーモードに設定してください。
 - (3)頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、レコーダー等の使用はご遠慮ください。
 - (4)静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害になるような行為は慎んでください。
 - (5)傍聴中、食事及び喫煙はご遠慮ください。
 - (6)傍聴中の入退席はやむを得ない場合を除き慎んでください。

(7)その他、司会及び事務局職員の指示に従いますようお願いいたします。

○風邪の症状が見られる場合や体調に不安がある場合は、傍聴をお控えいただくとともに、石けんによる手洗いや咳エチケット等の一般感染症対策への御協力をお願いいたします。

○部会資料につきましては、12月5日(金)までに当庁のホームページ

(https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/)に掲載しますので、傍聴に当たっては、以下の対応をお願いすることになります。御不便をお掛けしますが、御協力をお願い申し上げます。

- ・ お持ちのタブレット、携帯端末等に保存の上、当日持参いただくか

- ・ 当日事前に掲載した当庁ホームページ資料を閲覧していただくか

なお、会場内には御利用いただける無線LANのアクセスポイントはございませんので、会場から当庁ホームページ掲載の資料を閲覧される場合には、御自身で通信環境を御用意していただくようお願いいたします。

【本件連絡先】

こども家庭庁支援局 障害児支援課

徳永、柳原、福井、沖浦

電話 03-6861-0062

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

大山、加藤

電話 03(3595)2389